ラオス人民民主共和国 平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国民議会

番号05/国民議会

ビエンチャン首都、2006年12月27日

子どもの権利と利益保護法

第I編

総則

第1条 目的

子どもの権利と利益保護法は、子どもに対する犯罪の対策を含めて、 全国民民族の子どもの権利と利益を保護する活動の管理、モニタリング、検査に関する原則、規則を規定するもので、子どもたちの肉体、 精神及び知性が健全であり、道徳、知識、能力を持ち、社会生活をき ちんと営め、国家の美点を受け継ぐことができるようになることを目 指している。

第2条 用語の解説

この法律の中で用いられている用語についての意味は以下の通りである。

- 1. **เก็ก** (子ども) とは年齢が18歳未満の個人を意味する。
- 2. **เด็กที่ต้อງภามภามปิกป้อງผีเสด** (特別な保護が必要な子ども)とは、片親の子ども、両親が2人とも死亡した子ども、捨て去られた子ども、親から養育放棄された子ども又は両親が子どもの養育をなおざりにした子ども、肉体的暴力を受けた子ども、性的暴行を受けた子ども、売春をさせられている子ども、人身売買の犠牲になった子ども、生命、健康に対して危険な状況の中で労働している子ども又は労働が取されている子ども、難民となった子供、麻薬を常用している子ども、AIDS 又は HIV に感染した子ども、並びに裁判訴訟中に行方不明になった子どもたちである。
- 3. **เด็กผิกาม** (障害児) の意味とは、肉体面、精神面又は知性が健全ではなくこれによって子どもに苦悩をもたらし成長と発達に対して影響を与える。前述した障害はおそらく出産時に、又は出産後に発生するものであろう。
- 4. **เด็กที่ຖືກปะລะ** (両親が子どもの養育をなおざりにした子ども) の意味とは、養育、教育研修、促進を両親からなおざりにされた子ども、発展のため必要な条件 (例えば、健康面においては十分な栄養及び衛生原則に合致した環境、住居面においては安全であり、教育面においては家庭の経済状態の基本条件をもとにした精神の発展)を両親又は保護者から与えられなかった子どもである。

- 5. **เด็กที่ຖືກปะຖິ້**ມ(捨て去られた子ども)とは、保護及び 養育において両親又は保護者から見捨てられた子どもを意味 する。
- 6. **เด็กทำผ้า** (片親の子ども)とは、父親又は母親のどちら かが死亡した子どもを意味する。
- 7. **เด็กทำนอย** (両親が2人とも死亡した子ども)とは、父親と母親の両方が死亡した子どもを意味する。
- 8. **เด็กที่ຖືກທຳຮ້າຍຮ່າງກາຍ** (肉体的暴力を受けた子ども) とは、両親、保護者又は他人から殴られる、又は苦痛な目に 合った子どもを意味する。
- 9. **เก็กที่ຖືກລ່ວງລະເມີດທາງເພດ** (セクシャルハラスメントを受けた子ども)とは、レイプされた、合意のもとの性交であったが性交された側が成人ではなかった、又は猥褻行為を受けた子どもを意味する。
- 10. **เก็กที่ได้ຮับผิมกะทิบจากโธกเอก ฮาลิ เຊื้อเอัสโอ 3** (AIDS 又は HIV に感染した子ども)とは、AIDS になった子ども、HIV に感染した子ども、HIV 感染/AIDS により片親になった子どもや両親が 2 人とも死亡した子ども、またはAIDS 又はHIV に感染した家族と一緒に生活している子どものことを意味する。
- 11. **เก็กก้อยโอกาก** (機会に恵まれない子ども)とは、知識や能力開発要求に対しての供給やその便宜を図ることについて、必要な条件が欠如している子どものことを意味する。
- 12. **เก็กกะทำน**ึก (犯罪を犯した子ども)とは、刑事裁判を受けている子どもで、告訴されている、被告人である、又は裁判所の判決で刑事的に有罪の判決が出た子どもを意味する。
- 13. **貸ปวกถอງเด็ก** (子どもの保護者) とは、子どもの父母と同様に子どもに対する責任を持つ者を意味する。
- 14. **並れ満りâ」ように配った**(社会福祉員)とは、特別な保護が必要な子どもを助けるために関係する政府関係機関から任命された個人を意味する。
- 15. **ภามชาฉุมเด็ก** (子どもに対する暴力) とは、子どもの肉体を傷つける、子どもの心を傷つける、子どもに対するセクシャルハラスメント、子どもに対して悪事をそそのかす行動や子どもを無視すること、又は子どもの肉体又は精神に対する影響を及ぼす行動を意味する。

- 16. **カານปົກป້ອງເດັກ** (子どもの保護) とは、個人又は政府組織の活動で、子どもの生命とその成長、子どもの道徳と知識並びに能力面においての発達、子どもが権利と利益面においての保護を受けること、子どもが社会の行動に効率的に参加できることを保証することに狙いを定めた活動である。
- 17. **カານຊ່ວຍເຫລືອເດັກ** (子どもへの援助) とは、危険な状況 に陥っている子どもを救出するため、子どもの要望に応える ため、子どもを家族のところに戻すため、並びに子どもが社 会に適応できるようにするための個人と政府組織の活動を意味する。
- 18. **ಫುඨ් ກອິບຣິ ມສຳລັບເດັກກະທຳຜິດ** (子どもの犯罪者のためのセンター) とは子どもを社会にとって良き人間に戻すための、子どもの考えと行動面における教育研修センターであり職業研修も行う。
- 19. カリカス カラン・オラント (捜査ー番目) とは子どもが犯した犯罪訴訟における捜査である。

第3条 子どもの権利

全ての子どもは以下の権利を有する。

安全な生活を送り、適切な肉体と精神の発展を受ける権利を有する。 出生登録をし、名前と苗字をつけてもらい国籍を得る権利を有する。 両親により認知され養育され、子どもの利益を保護するという場合以 外には親とは離されないという権利を有する。

病気の場合は、健康と治療面においてケアされ健康回復する権利を有する。

道徳、知識、能力、天分、専門の職業、労働技能を身につけ、並びに就業するために教育を受ける権利を有する。

発言、意見や考えを述べ、他の同じ子どもたちと歓談して自分の経験 などの意見交換を行い、芸術、文化、スポーツなどの社会活動に参加 し、並びに子どもの年齢に相応しい休息を取る権利を有する。

子どもの年齢と成長に相応しい内容の情報を得て知る権利を有する。 これと同時に、子どもにとって危険な情報から保護される権利を有す る。

子どもは肉体及び精神面における様々な形態の暴力から保護される権 利を有する。

訴訟過程において特別に保護される権利を有する。 法律に定められたその他の権利を有する。

第4条 子どもの最大限の利益

子どもの養育問題、子どもの保護者の任命、子どもを養子にする、教育、子どもの治療、子どもの刑事事件手続などの子どもに関するさまざまな問題に合意する際には、子どもの利益を最大限に重んじることが重要な要因となる。

第5条 子どもの責任

子どもの主な責任は以下の通りである。

両親、保護者、家族の構成員、教師、尊師、政府の指導者、老人を尊敬し、他人の権利を尊重する。

自分の出来る限りで両親、家族、友人、老人、障害児を援助する。 勉学に奮励し、少なくとも小学校は卒業し、校則を厳格に順守する。 健康に気を付け、衛生を清潔に保ち、公共物を大切にして環境を守る。 政府の憲法、法律、規則などを遵守する。

正直で純粋であり、故郷を愛し、国家を愛し、国家の功労者を愛する こと。国の文化、良き伝統習慣を尊ぶ。

自分の能力に応じて社会活動に貢献する。

第6条 子どもを差別しない

それぞれの子どもは、性別、種族、民族、言葉、信仰、宗教、肉体面の状況、家族の経済及び社会面における地位によって差別されず、それぞれの面において平等である。

第7条 子どもの参加

政府、社会及び家族は、さまざまな活動において子どもがこれに参加 し、子どもに関する問題に関して意見を言うことができるような条件 を整えなければならない。これらの意見は、正誤を判断できるかどう かその子どもの年齢と能力を基本として熟考、討論されなければなら ない。

第8条 政府の責任

政府は国家の保護保全と発展に対して子どもの重要性を認識している。 政府は教育研修業務に関する政策立案責任を負い、並びに子どもたち が愛国心と故郷に対する愛情を持つ子どもになるように教育し、普通 学校、職業訓練校、診療所を設立拡充し、子どもたちを社会活動に参 加するように促進し、搾取、放棄及び他の問題から子どもを保護する 対策の立案と整備を行う。

第9条 社会の責任

社会は肉体や知能面での子どもの育成と開発に貢献する責任を負い、 例えば診療所の建設、勉強、芸術文学活動、スポーツ、並びに社会の 悪い行いから子どもを保護することがその責任である。

第10条 父母、子どもの保護者の責任

父母、子どもの保護者は以下の責任を負う。

子どもが成長するために養育し、子どもの安全に対して注意し、子どもの総合的な発達に対しての促進、振興を行う。暴力、人の弱みに付け込む、さまざまな形態の抑圧搾取などの危険から、子どもを保護す

子どもが基本的に健康であることを保証する。

子どもが最低でも小学校過程を卒業できるように促し、支援し、その 便宜を図る。

子どもを教育研修させて、家族の、社会の良き一員となり、また国家 の責任を引き継げるような人間に育てる。

子どもの法律に沿った正当な代理人になり、裁判所や他の場所などに おいて子どもの権利と利益を保護する。

自分自身の行動が子どもにとって良き見本となるようにする。

法律に定められたように他の様々な責任がある。

第11条 基金

子どもの権利と義務を保護するために、政府は基金創設の必要があると認識している。この基金の資金源は、以下の通りである。

- 政府予算
- 個人及び国内組織からの協賛
- 外国や海外機関からの援助
- 他の資金源

この基金の組織とその運営については特別規定により定められている。

第12条 外国との協力関係

政府は、知識経験と情報交換、政府職員の育成と養成、援助獲得など を通じて子どもの権利と利益保護について海外との協力関係を促進す る。

第Ⅱ編

健謝曲・家族登録と子どもの養育 第1章 子どもの健誠曲

第13条 健康面についての情報の提供

子どもたちは、誰もがラジオ、テレビ及び様々なマスコミから正しく 十分な健康についてのニュース情報を勉強して得る権利を持つ。

政府部門と民間部門の公衆衛生、教育、情報 - 文化、マスコミュニケーション分野は、社会の子どもに対して定期的に健康面のニュース情報を提供する責任、又はその貢献が求められる。

第14条 妊婦の健康維持と栄養補給

政府は規定に沿って、検査、妊娠中の女性に生じる危険に対してのモニタリングと出産時の援助など、女性が妊娠時と出産後に健康面でのサービスが受けられるように努力する。

個人と政府機関は好産婦に対してニュース情報を提供し、好産婦が栄養について知り、理解できるようにする(例えば、肉体的、精神的、並びに知能的に健全な子どもが出産できるように有益で健康に対して危険でない食事をとること等)。

第15条 基本レベルの健康維持

政府は、子どもが健康を維持できることを保証するための以下の条件 を設定する。

- 1. 母親の胎内に居る時から熱心にケアを受ける。
- 2. 子どもの年齢が十分に達したら予防注射 予防ワクチンの 接種を受ける。
- 3. 十分かつ安全に栄養面について提供を受け、きれいな水を飲む。良い環境のもとで生活する。子どもの健康に対して非常に危険な公害がない。
- 4. 子どもの年齢と理解レベルに合致した健康維持面での教育と ニュース情報の提供を受ける。
- 5. 治療サービスと健康回復サービスを利用することができる。
- 6. 定期的に健康の検査とモニタリングを受ける。

第16条 子どものモニタリングと健康治療

出生後の子どもは、定期的な健康診断と成長モニタリングを受ける権 利がある。

政府係官の管理を受けている、又は意識不十分な子どもを除いて、15歳から 18歳未満の子どもは適切な治療を受ける方法と場所を選択し、 判断できる権利がある。

障害児の子ども、捨て去られた子ども、貧困家庭の子どもが病気になった場合は、政府の社会福祉基金からの支払いで様々な治療所で診察や治療を受けなければならない。

第17条 AIDS になった又はHIV に感染した子どものケア

政府や社会は、AIDS になった又は HIV に感染した子どもが健康維持、教育、家族との生活といった面でサービスにアクセスできるよう条件を整えなければならず、また子どもをコミュニティーや社会からの様々な形での差別から保護しなければならない。

政府は、AIDS になった又は HIV に感染した子どもが保護と健康維持 に関する政策を受けられるように、以下の条件を整えなければならな い

HIV/AIDS の母子感染を防ぐ対策をたてる。

AIDS になった又は HIV に感染した子どもの相談に乗る。HIV/AIDS の検査は強制せず、また子どもの感染状態を守秘すること。

ウイルス抵抗薬と治療薬などを提供することを含めて、AIDS になった 又はHIV に感染した子どもの治療と健康維持を援助する。

AIDS になった又は HIV に感染した子どもを助けるために社会とコミュニティーに働きかける。

第18条 事故から子どもを保護することにおいての政府の責任

子どもを死亡させたり健康を喪失させるような様々な事故から守るため、政府は規則や対策を立て、その実施を促進し追跡調査する責任がある(例えば道路上における交通の秩序と安全と、保育施設内での秩序と安全など)。

第2章

子どもの家族登録

第19条 子どもの出生登録

病院で出産した子どもについては、子どもの出生登録のために、病院から出生証明書をもらい、その父親又は母親は、この書類を本人が在住している又は本人の住民票が登録されている村の村長に届け出る。 病院以外で出産した子どもについては、その父親又は母親は、子どもの出生登録のために、本人が在住している又は本人の住民票が登録されている村の村長に子どもの出生を届け出る。

外国で生まれた子どもの父親又は母親は、子どもの出生登録のために、その国にあるラオス人民民主共和国の大使館又は総領事館に届け出る。 子どもの出生登録は定められた期間の中で行う。期限は子どもの誕生から30日とする。

またこの外に、家族登録法に従う。

第20条 子どもの名前と苗字

家族法第31条に規定されるように、すべての子どもは名前と苗字をつけられる権利を持つ。

第21条 子どもの国籍

両親が同じ国籍を有する場合は、子どもの国籍は両親の国籍どおりに 規定される。

もし両親の国籍が異なる場合は、ラオス国籍法に沿って父親又は母親 の国籍を取ることになる。

第3章

子どもの養育

第22条 子どもに愛情を注ぐ

両親、保護者、家族の他のメンバー、親戚、社会及び関係する政府機関は、子どもの肉体、精神、知力の発展のために、身近に寄り添って、愛情を持ち、相談に乗り、研修教育、援助などを行うことにより子どもに温かい愛情を注ぐ。

特に成人に達していない子どもの場合、離婚した父母は子どもとの結びつきを保たなければならない。

第23条 子どもの保護者

両親を欠く子どもは、家族法第 43 条から第 46 条の中で規定されているように、任命された保護者によって養育される権利を有する。

第24条 子どもの養育における父母又は保護者の義務

父親と母親は、家族法第35条の中で規定されているように、その夫婦 の状態によらず共同で子どもを養育する義務がある。 父母又は子どもの保護者は、子どもが健康で成長し素晴らしい未来が 持てるように、子どもにとって良い条件を整えて提供する義務がある。 もし両親又は保護者が養育の問題に直面して自分で解決できない場合 は、関係する政府機関に相談し、援助を受けることが可能である。

第25条 子どもの養育における政府の責任

政府は孤児センター、寄宿学校その他の建設と拡充によって、両親の いない又は保護者が養育している子ども又は両親から見捨てられた子 どもの養育に責任を持たなければならない。

第Ⅲ編 子どもの成長 第1章 子どものための教育

第26条 子どもに対する教育の促進

子どもが成長し知識、能力、道徳、天分を持つことができるように、 また子どもが国家の保全保護の使命を引き継ぎ、効率的に国を発展させることを狙って、普通学校、職業教育、専門職、官民の職能訓練センターの拡大、教員、教科書、教材、指導の供給の充実によって、政府は子どもが教育を受ける条件を整え、促進する政策を持つ。

両親、子どもの保護者及び政府の関係機関は、子どもが学校に入学でき、子どもが教育を受けるに際しての障害を解決する条件を整える支援義務がある。

第27条 子どもの友人学校

政府には、子どもに人気があり、子どもを引き込んで、子どもが勉強を好きになる、子どもの友人学校を建設する政策がある。子どもの友人学校は、子どもの学習や研究教育にとって良い環境を作るものであり、子どもは教師から熱心に受け入れられ、相談を受け援助され、学生同士には友愛と団結がある。子どもを子どもの尊厳に抵触する暴力や体罰、又は相応しくない言葉や行動から守り、差別又は偏見や、過度な労働又は労働奉仕を無くす。

第28条 才能のある子どもの促進

政府、社会及び家族は、一般教育と並行して、子ども本人が持つ才能 のある分野の能力を十分に活用できるような便利な条件を整え、才能 のある子どもを支援しなければならない。

第29条 学習する機会に恵まれない子どもの教育

政府は、無料の学習に関する政策を持ち、学習する機会に恵まれない 子どもや僻地に住む子ども及び貧困家庭出身の子どもに対して必要な 物を援助供給し、手数料などを免除する。前述した子どもの教育は、 少なくとも小学校卒業と職業訓練を受けさせることになっている。

第30条 障害児の教育

子どもの障害児は、差別を受けることなく、すべての子どもたちに対する教育方針によって、教育と職業訓練を受ける権利を有する。

政府は、障害児が教育を受ける条件を整備支援し、民間機関、社会組 織機関、国内外の様々な機関が障害児のための教育に援助するように 促す。

第31条 AIDS 又はHIV に感染した子どものための教育

政府は、AIDS 又は HIV に感染した子どもが差別なく教育を受け、学校の行事に参加する条件を整える。

子どもが AIDS である、又は HIV に感染したということを公開することは、禁じられている。

第2章

子どもの参加

第32条 子どもの様々な活動への参加

子どもは皆、コミュニティー内での、教育活動、社会-文化活動、芸術文学活動、スポーツ活動、並びに子どもの娯楽などの、肉体、精神及び頭脳を発達させる様々な活動に参加する権利がある。

学校、地方行政機関は、上記の項中で定められた活動の計画立案と、 実施場所の設定について責任を負う。

第33条 創作における子どもの参加

政府には、それぞれの子どもが創作することを支援する政策があり、 子どもは自分で創作した有益で他人の見本となるような様々な作品を 展示し、自分の能力を様々な形式によって表現するに際して意見を述 べて、社会に参加する。

第34条 問題解決合意における子どもの参加

すべての子どもには、挙がってきた様々な問題の解決合意において、 調査と意見陳述の権利がある(例えば、自分の将来に関する問題及び 自分の運命)。個人と政府関係団体は、正誤を判断できるかどうか、 その子どもの年齢と能力をよく熟考検討することを基本において、前 述した陳述意見及びこれに対する討論が円滑に行われるようにしなけ ればならない。

第Ⅳ編

子どもの保護と援助

第1章

子どもの保護と援助における政府の責任

第35条 子どもの保護と援助に関する政策

政府は、暴力又は搾取の危険にある子どもを保護及び援助する対策を 出すことにより、子どもに対する暴力や搾取について、抑止及び反対 する政策を持つ。この政策は、労働社会福祉省が実行主体として政府 から権限を委譲されたもので、保健省、教育省、司法省、外務省、治 安維持省、人民検察院、大衆組織、その他関係機関等と共同で実施し ながら行う。

労働社会福祉省は、前述した追跡調査、検査、政策実行促進を含む政策実行のために、子どもの保護と援助についての規則と助言を行い、子どもの保護と援助委員会を立ち上げ、子どもを援助する。

第36条 子どもの保護と援助委員会の権利と義務

子どもの保護と援助委員会の、主な権利と義務は以下の通りである。 危険な状態に陥った子ども及び特別に保護が必要な子どもを保護して 援助するために報告を受け、緊急の対策を調べて実行する。

家族が自分で正しく問題解決できるように、特別な保護が必要で子どもが危険な状態に陥った子どもの家族に対する条件を整えて援助する。 保育に関する助言、追跡、検査を定期的に行い、全てのセンター又は 関係している場所の子どもを援助する。

自分の管轄責任の範囲で、特別に保護を必要としている子ども及び危 険に陥っている子どもに関する統計を収集し、上層部にきちんと報告 するために業務実施について総括する。

第37条 固く結ばれた家族を構築することに関する政策

政府は、家族のメンバー自身が固く結ばれた家族を構築し絆と友愛の ある家族となるように支援しており、養育の義務を果たすことにおい て両親を援助し保護し援助するために、脆弱又は危険な状態にある子 どもと家族を指定する。

固く結ばれた家族を構築するには、以下の内容がある。

子どもを養育し教育研修し、良い住居と食事、並びに子どもの最高の 有益、家族の最高の有益という要求に応え、家族内の絆を築くという 親としての義務を果たすための能力を構築するために両親を援助する。 家族や子どもに対する外部からの影響を抑制し、助言を与え、問題を 抱えている家族や子どもに適切な助言と援助を与える。

災難と暴力や搾取という子どもに対する悪い影響に関して、大衆に理 解させる。

第2章

特別な援助を必要としている子どもの保護と援助

第38条 報告

コミュニティーや社会の中の子どもに生じる様々な状況を知るために、 どうして子どもが特別な保護が必要な個人に陥ってしまったか、その 原因を広く探し、子どもの保護と援助委員会の指導の下に、広く子ど も保護ネットワークを構築しなければならない。

前述したネットワークには主に以下の義務がある。

- 親からの養育が不十分な子ども、又は親から利用されて不利益を被っている子どもの追跡調査を行う。
- 特別な保護が必要な子どもについての資料と統計の収集を 行い、子どもの保護と援助委員会に報告して、子どもを定期的に援助 する。
- 特別保護が必要な子どもに対して相談に乗り、助言を行う。
- 子どもの保護と援助業務について関係部門と共同で実施を 行い、便宜を図る。

これ以外に個人と政府組織が、子どもが特別な援助が必要な危険に 陥った事件を目撃した、又は特別な保護を必要とする子どもを知った 場合、この事件を早急に子どもの保護と援助委員会に報告又は通知し なければならない。又は、刑事犯罪であると分かった場合には、捜査 機関に報告しなければならない。

第39条 子どもの保護と援助方法の規定

特別な保護が必要な子どもがいるという現場を見た、又は報告を受けた後に、子どもの保護と援助委員会は、計画を立て、正誤を判断できるかどうか、その子どもの意見、年齢、能力を根拠にしてに、必要な形式と方法を決めるために討論し研究しなければならない。

第40条 緊急保護対策

特別な保護を必要とする子どもがいることを見た、又はその報告を受けた時、この子どもを危険から逃すために、子どもの保護と援助委員会は以下に述べる保護対策を用いなければならない。

特別な保護が必要な子どもがいると思われる場所を調べる。

その両親又は保護者が問題を持っている場合、子どもを親又は保護者の管理から連れ出して、一時的に安全な場所または子ども受け入れセンターに置く。

子どもを別の場所から連れて来る場合は、親又は保護者に問題がない 限り、その子供を親、あるいは、保護者に引渡してケアさせなければ ならない。

第41条 子どもの保護と援助のプロセス

それぞれの子どものおかれている環境状況条件をもとに、子どもの保護と援助委員会は、以下のプロセスに沿って子どもの保護と援助を実施する。

子ども受け入れセンターに子どもを入れる。

もう一度社会に復帰できるよう子どもの肉体と精神状態面についての リハビリを支援するために、子どもの相談に乗り、健康を維持させ、 学習させ、職業技能訓練を受けさせ、また必要な他のサービスを行う。 両親又は子どもの保護者を探し、子どもを家族のもとに送り返す。 援助と助言を子どもの両親又は子どもの保護者に行って、養育義務の 実行を助け、子どもに対して教育をきちんとするよう助け、就労して お金が稼げるように援助をし、財政的な援助をし、また他の必要な援助をする。

両親又は保護者が行う子どもの養育状況がどのようなクオリティーで あるか、モニタリング調査と訪問調査を実施する。

第42条 子どもの養育にとっての選択肢

子どもの養育には多くの選択肢があり、選択に関しての討論は以下の 条件によって行うべきである。

子どもの最大の有益は、討論に際しての主たる要因だと認識すること。 子どもの最大の利益と相いれない場合を除いて、任命された保護者は 家族の一員であるか又は近隣在住の近親の親戚であること。

子どもの持つ文化、言葉、種族を保持していくことが必要であること。 孤児センター、寄宿学校又は他の教育機関などの養育施設で子どもを 管理するのは、最後の選択手段とみなすこと。

子どもの意見は、正誤を判断できるかどうかその子どもの年齢と能力 レベルを評価し熟考して討論されるべきである。

AIDS 又は HIV に感染した子どもは、家族から養育を受けるべきである。その子どもを他の子どもや社会から離して一人にしてはいけない。

第43条 選択肢の追跡 再調査

子どもが選択したものが十分に実施されたか、十分に養育され保護されたかを保証するために、子どもの保護と援助委員会、村の行政組織は、この子どもの権利と利益保護法第42条の中で規定されている、選択され実行されたことを追跡し再調査しなければならない。

子どもを養育するために引き取ったセンター又は他の施設は、子ども の迅速で効果的な社会復帰を保証するために、自分自身の業務を追跡 し再調査しなければならない。

第3章 被害者又は証人である子どもへの聞き取り

第44条 刑事訴訟において被害者又は証人である子どもは以下の権利を有する。

人間としての尊厳と価値を尊重される。

発言された意見は、正誤を判断できるかどうかその子どもの年齢と能力を熟考考慮することを基本として審査されなければならない。

子どもの権利と正当な利益を保護するために、それぞれの訴訟プロセスにおいて両親、保護者又は未成年後見人から援助を受ける。

秘密が守られる。

自分の家族から受けるものを含めて、強制、抑圧又は様々な形態の危険から保護される。

女性の開発及び保護法と刑事訴訟法の中で規定されているように他の 権利も有する。

第45条 子どもへの聞き取り

子どもが被害者又は証人である事件は、社会福祉員の協力で特別研修 を受けた捜査機関と人民検察院の係官が聞き取りを行う。

捜査機関と人民検察院は以下のように聞き取りを実施する。

被害者又は証人である子どもに対しては、穏やかで友好的な方法がある。

聞き取りにおいては毎回、両親、保護者、未成年後見人が同席する。 雑音を避けるために、子どものために特別な聞き取り用の部屋を用意 する。

正誤を判断できるかどうか、その子どもの年齢と能力に合った分かり やすい言葉を使って質問する。

聞き取りの間、子どもが容疑者又は被告人と連絡しないようにするための適切な方法がある。

第4章

子どもを向精神薬から守ることと向精神薬中毒の子どものリハビリ

第46条 向精神薬の防止

政府は、政策を持ち、向精神薬中毒防止法規則を出し(例えば、麻薬、酒、ビール又は他の人を酔わせる物質)、並びに前述した防止運動において社会や家族の積極的な参加を促進し、これと同時に教育研修を 実施しなければならない(向精神薬の危険性に関する知識と意識の向上)。

第47条 向精神薬中毒の子どものリハビリ

政府は政策を持ち、条件を整え、便宜を図り治療を実施し、回復及び 教育研修を向精神薬中毒の子どもに対して実施し、これと同時に社会、 学校及び家族の参加を促進することにより職業訓練を行う。

病院又は機能回復センターでの治療と養生は最後の選択肢であり、治療と回復に際してはその定められた必要な期限を超えないようにするものとされる。

少年の麻薬中毒者の機能回復センターへの受け入れは、子どもの保護 と援助委員会の許可を得て厳格に規約に沿って実施される。

第5章

第48条 子どもの禁止事項

子どもにとっての基本的な禁止事項は以下の通りである。

- 麻薬の常用、飲酒、ビール、喫煙と他の向精神薬使用
- 娯楽室、ゲストハウス、ホテル、酒場でのサービス行為
- 麻薬使用や酒類などの飲酒のために、不正に娯楽室、ゲストハウス、ホテル、酒場のサービスを利用すること
- 卑猥、猥褻なもの等にふけること

- 学校にいる時、学校のカリキュラム外のゲーム遊びを行う こと
- あらゆる種類のギャンブルを行うこと
- 武器又は各種爆発物の携帯
- 法律条例の中で規定されている他の禁止事項

第49条 両親、保護者及び他の個人にとっての禁止事項

両親、保護者及び他の個人にとっての禁止事項は以下の通りである。

- 子どもが治療や予防注射、勉強に行くことを邪魔する、又は子どもの肉体、精神、知能発展面に関する様々な活動に参加し貢献することを妨害・邪魔すること
- 子どもの肉体を傷つけること及び激しい罵りを浴びせること
- 子どもにとって悪い見本となる行動をすること
- 子どもを使って向精神薬や酒類を買いに行かせること、向 精神薬や酒類の宣伝をさせること
- 子どもに娯楽室、ゲストハウス、ホテル及び賭博場に行かせてそのサービスを利用させる、またその中でサービスをすることを許可すること
- 子どもが飲むと酩酊状態となる酒類、アルコール類、ビールや他の飲み物のサービス行為をする酒場に入ることを許可すること
- 卑猥で猥褻なものにふけることを許可すること
- 学校の近く、又は子どもコミュニティーの中でアルコール、 ビール、煙草又はこれを飲むと酩酊状態となる物質の宣伝広告の看板 を立てること
- 法規則の中で規定された他の禁止事項

第V編 問題を抱える子どもの解決 第1章 法を犯した子ども

第50条 刑事法上では未成年の子ども

刑事法の第7条の中で規定されているように、年齢が15歳未満の子どもが罪を犯した場合は、刑事法上ではその子どもは犯罪者とみなされない。

第51条 法律を犯した子どもの権利

刑事訴訟において、被疑者又は被告人となった子どもが持つ権利は、 以下の通りである。

その犯罪が凶悪でない場合は、司法プロセス以外での審査を受ける権 利がある。

裁判を争う中での起訴事実と権利について知る権利がある。

弁護士又は保護人から法律に合致した法的援助を受け、また両親又は 保護者が刑事裁判のそれぞれのプロセスに参加する。

刑事裁判のそれぞれのプロセスにおいて、子どもに対して脅迫、強制 及び下品な言葉を使うことがなく適切に実施される。

関係の係官から保護され安全が管理される。

履歴と個人データについて、裁判中等は秘密が守られる。

様々な法律の中に規定されているように他の権利も有する。

第2章

裁判所で裁判にかけない子どもの事件の解決

第52条 裁判にかけない子どもの犯罪

裁判にかけない子どもの犯罪とは、軽犯罪、中程度の犯罪で凶悪では ないものであり、法律では3年未満の自由剥奪刑と規定されている。

第53条 解決権を有する機関

裁判にかけない子どもの刑事事件の解決権を有する機関は以下の通り である。

村レベル子ども事件調停ユニット

郡、都市司法事務所

捜査機関

人民検察院

村レベルでの子ども事件調停ユニットが設立されていない場合は、村 レベルの紛争調停ユニットに責任を持たせる。

第54条 裁判にかけない事件の解決方法

裁判にかけない事件の解決には、以下の方法を用いる。

犯罪を犯した子どもに対しての警告、研修教育を行う。

適切な方法で、犯罪を犯した子どもを被害者に対して謝罪させる。

犯罪を犯した子どもと被害者の間で調停を行う。

両親又は保護者によって子どもの犯罪によって生じた損失に対して補 償金を払う。

子どもの能力に応じて、年齢に相応しい仕事を社会に対して行わせる。

第3篇

子ども事件の斡旋

第55条 村レベルの子ども事件調停ユニットの権利と義務

事件を裁判にかけない場合は、村レベルの子ども事件調停ユニットの 主な権利と義務は以下のようになる。

犯罪を犯した子どもに対しての警告、研修教育を行う。

子どもと関連する民事事件の調停をする。

子どもの権利と利益保護法第52条の中に規定されているように子どもが犯罪者である刑事事件を調停する。

損失補償金の支払いについて追跡調査し促進する。

過去に罪を犯した子どもを含めて、犯罪を犯した子どもを追跡調査する。

第56条 子ども事件において郡司法事務所、特別区(テッサバーン) 司法事務所の権利と義務

郡司法事務所、特別区(テッサバーン)司法事務所は、村レベルの子ども事件調停ユニットから送られてきた子ども事件について研修教育、調停と調停を行う権利と義務がある。何故なら前述した調停ユニットは、この子どもの権利と利益保護法第55条に沿って解決することができなかったからであり、民事訴訟法第79条と80条内に規定されたように実行する。

調停が合意に達しなかった場合、訴訟の相手側は裁判所に訴える権利 を有する。

第57条 子ども事件調停の原則

子ども事件の調停においては以下の原則に沿って実施されること。 資料が揃っており、証拠が漏れなく揃っており、それは確固たるもの であり、また犯罪を犯した子どもは、自分が犯した犯罪を認識してい る。

犯罪を犯した子ども、両親又は保護者は、毎回の参加が必要となる。 調停者は中立の立場をとらなければならず、柔和な態度で子どもの利益のことを考慮する。

第4章

子どもの質問整査

第58条 子どもの裁判における捜査機関の権限と義務

子どもに対する捜査は、子ども裁判捜査機関だけがこれを行う。子どもに対する裁判を進めるにあたって、捜査機関は、刑事訴訟法と関連する法律の中に規定されている権限と義務を実施する以外に、他にも 以下に述べる権利と義務を有する。

この子どもの権利と利益保護法第52条の中に規定されている犯罪だと みなすことができれば、内容をまとめて、この子ども事件を村レベル の子ども事件調停ユニットに送り、そこで解決するようにする。

訴訟相手側から訴状を受け取ってから 30 日以内に、自らの組織において、郡司法事務所や特別区(テッサバーン)司法事務所で調停が不可能だった子ども事件の調停を実施する。もし捜査機関の方で調停が不可能な場合は、控訴状を審査するために、子どもを質問捜査し、事件を総括して人民検察院に送る。

質問捜査と子ども事件の総括は、法律が自由剥奪3年以上という罪を規定している場合、人民検察院に送付して控訴状を審査するためである。 捜査機関が自ら責任管轄している子どもの容疑者と犯罪人リストのモニタリング、検査、助言及びその管理

第59条 子どもに対する取調べの原則

子どもに対する裁判を進めるにあたって、捜査機関は、刑事訴訟法の 中で規定されている捜査手法を用いなければならず、また以下の原則 に従って実施する。

罪状認否における犯罪を行った子どもへの取調べは、子どもの年齢と 能力によって、穏やかに及び子どもに相応しいように実施されなけれ ばならない。

両親、保護者、他の保護人は、子供に対する取調べに終始参加しなければならない。 両親、保護者又は保護人には、子どもの代わりに供述する権利はないが、自分自身が不適切だと思った問題については提言することができる。

子どもに対する取調べは公開された特別な部屋で実施され、強制又は 恐喝をなくし、子どもの尊厳や心に抵触するような話し方を避ける。 毎回の子どもへのり調べの時間は90分を超えないこと。

子どもの事件における取調べは、30 日以内に終了することとし、また人民検察院の合意によって1回について30日の延長が可能になる。

第5章

子どもに対する防止処置の使用

第60条 子どもに対する防止処置

子どもに対する防止処置は、刑事訴訟法の第59条の中で規定されているように一般的な処置であり、以下のものがある。

同行

拘束

逮捕

勾留

仮釈放

第61条 子どもの連行

捜査機関捜査官、人民検察院係官、又は裁判所係官が子どもの出頭請求を3回出したが、理由なく来なかった子どもは、両親又は保護者と一緒に連れて来られる。

第62条 子どもの身柄拘束

もしその子どもの犯罪が凶悪であった場合や、必要な場合、子どもは 48 時間を超えない範囲で身柄を拘束されるが、これは法律でその犯罪 が3年以上の自由剥奪の罪になると規定されている場合であり、そのた めには確かな証拠が必要である。

子どもの身柄拘束が必要である場合は、捜査係官又は捜査職員は、以 下に挙げる原則に従って実施すること。

子どもに身柄拘束の理由を知らせ、また法律に沿って身柄拘束者の権利について教える。

子どもの身柄拘束後、すぐに両親、子どもの保護者に知らせる。

子どもに対しては、如何なる形態の暴力も使うことが禁止されており、 また子どもに対しての武器を使っての威嚇又は他の物による威嚇、下 品な言葉使い、侮辱することも禁止されている。

詳しく子どもの肉体と精神状況を診察してもらうために、子どもを専門医のところへ送る。権利と義務のある関係機関からの命令以外は、この診断結果は秘密に保管される。

拘束場所にいる間は、子どもに対する安全を保証しなければならない。 身柄を拘束された子どもは、子どものための特別な場所に置かれ、ま た異性とは離れて置かれる。

第63条 子どもの逮捕

その犯罪が現行犯又は緊急であり、また凶悪な犯罪を除いて、子ども の逮捕は人民検察院又は、少年裁判所からの命令書という文章が必要 である。

人民検察院と少年裁判所が逮捕命令状を出すのは、最終選択肢処置の 場合のみであり、これには以下の完全条件が必要である。

刑事犯罪の構成要素が揃っている。

子どもが凶悪犯罪で訴えられていて、その罪が法的に3年以上の自由剥奪の罪だと規定されている。

総てが揃った確固たる証拠がある。

子どもの逃亡の恐れがある、証拠隠滅又は新たに凶悪犯罪をおこす、 被害者・目撃者を傷つけに行く、又は他の人が傷つけられる、という 信頼できる理由がある。

この子どもを逮捕するにあたって、関係係官は、この子どもの権利と 利益保護法第62条の中に規定されている原則に沿ってその実施を行う こと。

第64条 勾留

勾留にはその理由が必要で、その条件は以下の通りである。

人民検察院又は少年裁判所からの命令書という文章が必要であり、また、この子どもの権利と利益保護法の第 63 条の中で規定されている条件によらなければならない。

両親、保護者、親戚、友人、保護人が面会に行く許可を与えなければ ならない。

勾留期間は、勾留の命令が出されてから1カ月の期間を超えてはならない。もし質問捜査の継続の必要性が見られる場合は、人民検察院又は少年裁判所は、勾留規定時間の延長を1回につき1カ月行うであろう。しかし最長でも軽罪(トーサヌトート)の場合で4カ月を超えてはならず、重罪(カルトート)の場合で8か月を超えないこと。

第65条 子どもの仮釈放

特に勾留の条件がなくなった時、子どもの勾留からの仮釈放は、刑事 裁判を進めて行く過程において一番の優先事項だと認識される。仮釈 放は、両親、保護者又は親戚の要求又は人民検察院、又は子ども裁判

所の義務により実施される。必要でない場合は、子どもの釈放に保証 金は必要ではない。

両親、保護者又は近親の親戚の要求書による仮釈放において、捜査係官は、この要求書を受け取って24時間以内にこれに対する意見を出し、この要求書と捜査官の意見書を人民検察院又は少年裁判所に送り、24時間以内に審査してもらう。もし人民検察院又は少年裁判所が子どもの仮釈放に同意したら、すぐに子どもを仮釈放しなければならない。仮釈放された子どもは、子どもの身柄保証に同意した両親、保護者又は近親の親戚によってモニタリングされなければならない。その犯罪が重罪である場合には仮釈放はない。

第6章

子どもに対する裁判における人民検察院の進め方

第66条 子どもに対する裁判を進めて行く上での人民検察院の権限と 義務

子どもに対する裁判を進めて行く上で、人民検察院は、刑事裁判法と 関連する他の法律の中で規定されている権限と義務に従って活動しな ければいけないが、これ以外に、更に以下の権限と義務を有する。

子どもの権限と利益を保護するために、自らの職務権限の範囲内で対 策処置を立てる。

事件を審査し、村レベルの子ども事件調停ユニットにその解決を行わせる。

自分の組織の中で調停により事件を解決し、もし解決できない場合に は少年裁判所に追訴する。

必要な場合及びその犯罪が法律では3年以上の自由剥奪であると規定されている場合は、審査して逮捕命令、勾留命令を出す。

審査して仮釈放命令を出す。

自らの権利と義務の実行を保証するために、最高人民検察院は特別に 少年事件裁判ユニットを設立することがある。

第67条 人民検察院レベルにおける少年事件裁判の時間的制限

人民検察院は、捜査機関より事件の書類一式を受理して 10 日以内に事件を研究して審査し、以下のように処理しなければならない。

更に質問捜査を積み重ねるために、捜査機関に事件の書類一式を送り 返す。

少年裁判所に追訴する。

人民検察院が子どもに関する事件を自分の組織内で調停することに合意した場合は、事件の書類一式を受理してから30日以内にその審査を終了させなければならない。

第7章

少年裁判所

第68条 少年裁判所の設置

少年裁判所は、県と特別市(ナコーン)に国民議会常務委員会の許可をもって設置され、最高人民検察院直轄であり、事件の最初の審理を 行う。控訴審や破棄審査については、高等人民裁判所の少年裁判委員 会と最高人民裁判所が審理する。

少年裁判所を設置することが未だに不可能な場合は、人民裁判所の少年裁判委員会に審査を委譲する。

第69条 少年裁判所で審理される事件

少年裁判所が有する事件審理の権限と義務は、以下の通りである。 子どもが犯罪者である刑事事件 子どもの労働に関する事件 裁判所に訴えられた子どもに関する民事事件 子どもに関するその他の争い

第70条 少年裁判所の裁判の進め方の原則

少年裁判所は、以下の主な原則に従って裁判を進めなければならない。 少年事件の審理には、一般の法廷とは違った適切な法廷がなければな らず、秘密に行われること。

子どもは、事件の審理に参加する権利があり、罪状認否においては自 分の意見を陳述する権利があり、これは子どもの年齢や能力を熟考す ることを基本として審理されなければならない。

少年裁判所で使われる言語と用語は、ラオス語を使用することとし、 また子どもが理解しやすいものでなければいけない。子どもがラオス 語を理解できない場合は通訳をつけなければならない。

子どもは法律の面で弁護士又は弁護人などの援助を受けなければならず、また両親又は保護者が同席する。

刑事訴訟法と関連する他の法律の中で規定されたように、その他の原 則に従って実施する。

第71条 少年裁判所における裁判の時間的制限

少年裁判所は、人民検察院の控訴申立があった日から 15 日以内に事件 の審査を行わなければならない。

第72条 子どもに対する罰の決定

刑法に規定された罰決定の全体原則に沿って実施する以外に、少年裁判所は正誤を判断できるかどうかについて、その子どもの年齢や能力に応じた処置を用いるか、又は罰の決定を行うであろう。

刑法の第53条(新)の中に規定されているように、子どもに関する事件を取り扱う少年裁判所の処置を実施する。

刑法の第47条の中で規定されているように執行猶予を行い、それから 両親又は保護者、村の行政機構の研修教育に送る。

重大な犯罪でない限り、子どもの犯罪に対して自由剥奪刑にするのは 最後の処置にするべきである。 死刑判決や終身懲役を子どもによる犯罪に科すことは禁止されている。 子どもに対して終身刑を科すことが必要な場合は、少年裁判所は刑法 で規定されている罪の半分の刑を子どもの犯罪者に科すか、又は少年 裁判所は刑法の第44条に沿って、刑法が規定する罪より低い罪を科す ことができる。

第73条 少年裁判所の民事裁判訴訟と他の訴訟

少年裁判所の民事裁判訴訟と他の訴訟は、民事訴訟法とこれに関する 法律に沿って実施されなければならない。

第8章

子どもの犯罪者のためのセンター

第74条 子どもの犯罪者のための研修センターの権限と義務

子どもが罪を犯し裁判で自由剥奪刑が言い渡されると、子どものため の研修センターに送られる。この研修センターは以下の権利と義務を 有する。

子どもを良き人間にして社会復帰できるよう援助するために、考え方、 道徳、学習、職業訓練を研修教育する。

子どもの年齢に応じた労働を実施する。

自らの責任業務実行活動において関係する機関と連絡を取り合って共同で活動する。

法律の中で規定された権限と義務を実行する。

子どもの犯罪者のための研修センターの組織と活動については、特別 規定の中で定められている

第75条 研修センターでの子どもの犯罪者の権利

研修センターに送られた子どもの犯罪者の権利は、以下の通りである。 宿泊場所があり適切な食事を提供される。

適切で、気候条件に合致した衣服を支給される。

公衆衛生、教育、並びに職能訓練に関してのサービスを受けることが 出来る。

スポーツをして休息を取ることが出来る。

両親、保護者、保護観察者、親戚及び友人と面談することが出来る。 子どもにとって有益なニュース情報を得ることが出来る。

様々な形態の暴力から保護される。

法律の中で規定された他の権利を得ることが出来る。

第76条 研修センター中での子どもの責任

研修育センターに送られた子どもの犯罪者の主な責任は、以下の通りである。

厳格にセンター内での規律を順守し行動すること 良き子どもに変われるように、熱心に自分自身の修練に打ち込むこと 学習、労働及び職能訓練に打ち込むこと 同じ場所にいる他人の権利を尊敬し、尊重すること

第77条 研修センターへのモニタリング調査

研修センターでの研修指導が規則に沿って正しく実施され効果が上がるようにするために、政府は、犯罪を犯した子どもの研修についてモニタリング調査を熱心にきちんと行っている。これは政府が人民検察院に委譲し、人民検察院と関係部署が協力し、前述した研修センターの責任業務実施についてモニタリング調査を実施するものである。

第78条 センターを退所した子どもに対する促進と援助

子どもがすぐに社会に参加できるように、子ども犯罪研修センターや リハビリ・センターから退所した子どもは、子どもの保護と援助委員 会からモニタリング、研修教育、相談、並びに就職においての援助な どの保進援助を受けなければならない。

第V編

子どもの権利と利益保護は対する管理と検査

第79条 管理と検査を行う組織

政府は全国を統一管理し、子どもの権利と利益の保護の実施を管理する。

政府は政府中央から地方まで関係機関に管理と検査を委譲している。 司法省、国家母と子どものための委員会、労働社会福祉省、保健省、 教育省、情報文化省、治安維持省、外務省、建国戦線、大衆組織、人 民最高検察院及び人民最高裁判所などである。

子どもの権利と利益を保護することを管理し検査するにあたり、他の 関係機関との共同実施に当たっては司法省がその中央連絡機関となる。

第80条 管理検査機関の権限と義務

子どもの権利と利益保護業務の管理と検査を行う機関の有する権限と 義務は、以下の通りである。

子どもの権利と利益保護に関する戦略、政策、法令を作成すること 子どもの権利と利益保護に関する政策方針と法令の宣伝広報 子どもの権利と利益保護業務に関する職員の養成と育成 子どもの権利と利益保護に関する政策方針、法規則実施に対する指導、 促進、追跡、検査を行うこと

子どもに関する統計と資料の収集

子どもの利益と権利保護業務に関する様々な分野との共同実施 子どもの利益と権利保護について外国や国際組織と協力関係を持つこ と

子どもの権利と利益保護についての総括と政府への報告 法規則に従って他の権利や義務を遂行すること

第VII編

功労者に対する政策と違反者に対する処置

第81条 特別待遇政策

個人又は組織で、この書類における法律を施行するに際して功績の あった者は規則に従って称賛・賛美され、又は特別待遇政策を受ける。 自分の権利や責任を遂行している中で、ある子どもが友人の良き見本 となった場合には、その子どもは称賛・賛美され、これに応じた形で 特別待遇政策を受ける。

第82条 違反者に対する処置

個人又は組織でこの法律を違反した者には、処置が施される(研修教育処置)。

マネージメント面での処置又は刑事的処置には、軽い場合、又は重い場合があり、民事的な損失の弁償も含む。

第83条 教育研修処置

この法律を犯した個人又は組織は、以下の場合において教育研修を受けなければならない。

- 子どもが治療を受けること、予防注射を受けること、勉強 すること、並びに子どもの肉体、精神、知性、知識、能力の発達にな る活動などに参加貢献することを妨害する場合
- 子どもにとって悪い見本となる行為
- 子どもを使って酒類を買いに行かせる場合、向精神薬の宣 伝に行かせる場合
- 学校の付近や子どものコミュニティーの中に、アルコール、 ビール、酒類の宣伝看板を立てる場合
- 子どもの権利と利益の保護に関する政府職員の職務実施を 無視する場合
- 14歳未満の子どもを労働に使用する場合
- この法律の中で規定されている他の軽微な違反

第84条 管理面上の処置

この法律に違反した者は、以下のケースにおいて罰金又は懲罰の対象 となる。

- すでに教育研修を受けて学んだ上に記載されている第83条 に違反したこと
- 子どもにアルコール、ビール、又はアルコールが入っている飲み物をサービスする酒場に入ることを許可すること
- 子どもが猥褻で卑猥な物に耽ることを許したこと
- 子どもに対して労働法の中で規定されている時間以上の労働や重い労働をさせること
- 子どもの権利と利益保護法の中で規定されている管理面上 の罪があるその他の違反

前述した処置以外に、違反者は、一時営業許可、又は営業許可書の取り消しになることがある。

罰金は特別規約の中で規定されている。

第85条 子どもの履歴の公開

如何なる個人においても、失踪した子ども、告訴された子ども、被告人である子ども、又は犯罪者である子どもの個人履歴又は個人情報を公開した場合、3カ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪の刑を受けることなく感化矯正され、並びに50万キープから200万キープの罰金に処せられる。

第86条 児童ポルノの公開

如何なる個人においても、子どもの卑猥なエロ本、写真、ビデオ、 VCD、DVD 及びその他子どもの猥褻なものを製作、販売、公開、使 用、輸入、輸出、公演、又は出版販売した場合、1年から3年の自由剥 奪刑、並びに200万キープから600万キープの罰金に処せられる。

第87条 子ども労働の使用

如何なる個人においても、危険性のある範囲で子どもを労働に使用し、管理上の処置を受けたにも関わらず、懲りずに改善しなかった者は、3 カ月から 1 年の自由剥奪刑、並びに 100 万キープから 200 万キープの 罰命に処せられる。

この労働によって子どもの肉体に障害が生じた又は死亡が生じた場合、3年から7年の自由剥奪刑、並びに300万キープから700万キープの罰金に処せられる。

第88条 子どもを捨て去る

如何なる個人においても、意図的に子どもを捨て去った場合は、6 カ月から2年の自由剥奪刑、並びに60万キープから200万キープの罰金に 処せられる。

この子どもを捨て去ることによって子どもの肉体に障害が起き、又は子どもを死亡に至らしめた場合は、3年から7年の自由剥奪刑と、300万キープから700万キープの罰金に処せられる。

第89条 子どもとの淫行

如何なる個人においても、年齢が 15 歳から 18 歳未満の女性又は男性 の子どもと、報酬を払うか、又は何らかの方法でその利益に応えることによって性行為を行った者は、3 カ月から 1 年の自由剥奪刑、又は自由剥奪のない感化矯正と、100 万キープから 200 万キープの罰金に処せられる。

如何なる個人においても、年齢が 12 歳から 15 歳未満の女性又は男性 の子どもと、報酬を払うか、又は何らかの方法で利益に応えることに よって性行為を行った者は、1 年から 5 年の自由剥奪刑、又は自由剥奪 のない感化矯正と、2 万キープから 500 万キープの罰金に処せられる。 如何なる個人においても、年齢が 12 歳未満の女性又は男性の子どもと、その方法の如何に関わらず性行為を行った者は、子どもを強姦したと

見なされ、7年から15年の自由剥奪刑、又は自由剥奪のない感化矯正と、700万キープから1,500万キープの罰金に処せられる。

如何なる個人においても、年齢 18 歳未満の子どもを売春婦として提供、受け入れ、調停、供給した者は犯罪と見なされ、刑法の第 134 条 (新)の中で規定されているように処罰を受ける。

第90条 子どもの人身売買

如何なる個人においても子どもの人身売買を行った者は、5 年から 15 年の自由剥奪刑に処せられ、1,000 万キープから 1 億キープの罰金が科せられ、また刑法の第 34 条の中に規定されているように、財産を没収させられる。

第91条 民事措置

この法律の第85条から第90条に定めた罰則の他、違反者には、病気の治療費や、精神病、疾病、旅費、食費宿泊費などの損害に関する賠償も課せられることとなる。

第Ⅷ編

影線症

第92条 施行実施

ラオス人民民主共和国政府がこの法律の施行を行う。

第93条 効力

この法律はラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令を公布してから90日後に施行される。

この法律に抵触する如何なる規定、条文も、総て廃棄される。

国民議会議長